

令和5年度 東京都立羽村特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければならない。

そこで本校では、以下のように基本方針を定める。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 児童・生徒の人権意識を高め、他者を尊重する態度と実践力を培う。
- (2) 児童・生徒が集団の中でより良く生きるために、適切なコミュニケーション力を育む。
- (3) 教職員は、児童・生徒の様子に気を配り、常に観察をすることで、子どもの様子の変化に気づき、早期に対応ができるようにする。
- (4) 問題に対しては、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから確実に守るよう、教職員が一つになって対応するとともに、保護者、関係機関との連携を図り、迅速な解決に向けて対応する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 学校及び教職員の責務

羽村特別支援学校及び学校の教職員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民や関係機関との連携を図り、担任だけでなく学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われる時は適切かつ迅速に対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校において、いじめ**未然防止**・**早期発見**を図り、また発生したいじめを迅速に解決するとともに重大ないじめに対しては、外部機関との連携により被害児童・生徒を確実に守ることを目的とする。

イ 取組内容

- ①いじめを**未然に防止**する体制づくりと**早期発見**ができる取り組みを行う。
- ②いじめが発生・発見した場合、**早期対応**を行い解決に向けて迅速かつ的確な取り組みを行う。
いじめを受けた児童・生徒、保護者への支援、いじめを行った児童・生徒、保護者への指導助言を行う。
- ③いじめが児童・生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあると認められるときは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め**重大事態への対処**・解決を図る。

ウ 会議

学期に1回定例会議を設定し、「いじめアンケート」の結果等を踏まえ、現状について検討協議する。いじめ発見・発生時においては、学校長が緊急招集を行い対応にあたる。

エ 委員構成

学校長、副校長、生活指導主任、各学部主任（小・中・高）、養護教諭で構成する。その他学校長が必要と認めた学年主任、学級担任、関係教職員等を招集する。また必要に応じて、心理・福祉に関する専門家、警察署のスクールサポーター等に出席を依頼する。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

サポートチームは、学校いじめ対策委員会を支援するとともに、当該ケースの担当教職員及び保護者、関係機関と連携し、いじめ又はその兆候が確認された児童・生徒に必要な支援を行うことを目的とする。

イ 取組内容

- ①学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめ未然防止に向けて学校いじめ対策委員会への助言・指導を行う。
- ②いじめ又はその兆候が確認された際に、情報共有・相談を行い、必要な対応策を協議する。
 - ・警察への相談、通報、その他心理士、医療機関などとの連携やケース会議について
 - ・被害児童・生徒、保護者への支援、加害児童・生徒、保護者への指導助言についてなど

ウ 会議

年度当初にいじめ対策委員会で構成メンバーを確認する。あわせて学区域内の必要な機関および児童・生徒に関連する機関には依頼・連絡等を行い、日常的に情報共有や相談ができるようにする。

また、連絡窓口となる担当教員の指定を徹底する。

会議については学校長が必要に応じて必要なメンバーを招集する。

重大事態が発生した場合は、直ちに緊急招集を行い、事態の收拾にあたる。

エ 委員構成

校内 いじめ対策委員会のメンバーで構成する。

校外 学区域内外の児童・生徒に関連する諸機関の方を確認し、連絡依頼等を行う。

- ・警察署スクールサポーター
- ・保護者代表
- ・地域の法律等専門家
- ・その他心理・福祉に関する専門的な知識を有する専門家で学校長が必要と認めた方

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ①すべての教育活動を通して、児童生徒の豊かな情操を培い、思いやりの心を持って他の人と関わることができるようにする。
- ②すべての教育活動を通して、児童生徒の自己肯定感を育むとともに、活動を通して自尊感情を持てるようにする。
- ③6月、11月のふれあい月間の際と3学期に学年集会や学部集会を通して、生活についての話をを行う。また、児童・生徒自身が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどの防止に係る実践的活動に取り組み、いじめは許さないという雰囲気醸成する。
- ④6月、11月のふれあい月間の際に、生徒会役員による挨拶運動を実施して、児童・生徒の様子を観察する機会をもつ。
- ⑤年度当初に「いじめ防止基本方針」の内容と年度の取り組みを全教職員で確認し、共通理解を持って取り組めるようにする。
- ⑥定期的にいじめ防止に関する研修を行い、教職員の対応力向上を図る。
- ⑦「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する等、保護者や地域、関係諸機関の方に取り組みへの理解を高めてもらう。
- ⑧学校サポートチームづくりを通して、日常的に地域や関係諸機関との情報共有や相談を行う。
- ⑨いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

(2) 早期発見のための取組

- ①全教職員が「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知と「いじめ対策委員会」へ速やかに状況報告ができるようにする。
- ②全教職員が児童生徒の様子を常に把握し、児童生・徒の悩みや相談に応じられるようにする。
- ③教室に配布してある「いじめ防止チェックリスト」を学級担任が月1回定期的に点検し、状況を把握する。
- ④学期に1回、「いじめに関するアンケート」を生活指導部が実施し、いじめに関する実態の分析・

把握を行い、校内に公表するとともに3年間保存する。

- ⑤日常のやり取り、連絡帳や面談、保護者会を通じて、保護者と連携を図り、早期発見・解決ができるようにする。

(3) 早期対応のための取組

- ①いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、「いじめ対策委員会」を中心に速やかに適切な対応を組織的に行う。
- ②被害児童・生徒の保護者に対し、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝え今後の対応について合意形成を図るとともに、児童・生徒の安全確保と身体のケアを行う。
- ③加害児童・生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明し、加害児童・生徒に対しては、教育的配慮の下毅然として指導や支援を行う。
- ④いじめの現場の周囲にいた児童生徒への指導や支援も実態を把握し適切に行う。
- ⑤いじめの状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を行う。

(4) 重大事態への対処

- ①教職員が「重大事態」の定義を確実に理解し、事態発生時には「いじめ対策委員会」を中心に警察等必要な関係機関とも連携を取り、適切に迅速な対応をとれるようにする。
- ②インターネット上のいじめ、中でも匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- ③学校は教育委員会に事態を報告し指示を受けるとともに適切な対応がとれるようにする。
- ④被害児童・生徒に対して「いじめ対策委員会」を中心に組織的対応を行い、速やかに保護等の措置をとり、被害児童・生徒の安全確保と不安解消のための支援を行う。保護者とも連絡を取り合い、対応についての理解・協力を得られるようにする。
- ⑤加害児童・生徒については、事態を把握した後、毅然とした態度で該当するいじめの行為に対する指導を行い、加害の児童・生徒が事態の重大性を認識し、自ら行動を振り返り反省し、再度繰り返すことがないよう指導を行う。その際に状況を検討した上で特別指導や警察や福祉機関等と連携した指導も行う。また加害の児童・生徒の保護者にも迅速に事態を伝え、理解を図り、連携して指導・支援にあたるようにする。
- ⑥学校サポートチームや保護者、PTA、地域・関係機関とも連携を図り、問題の收拾や解決に協働してあたる。

6 教職員研修計画

- ①「いじめ」や「重大事態」の定義等の理解、「いじめ防止基本方針」に基づく対応方法や「いじめ対策委員会」の取り組みについて理解を深めるため、研修を設定し全教職員の理解を深める。
- ②「いじめチェックリスト」の定期的な点検についての周知理解を図り、教職員の気付きの力を高める。
- ③「いじめに関するアンケート」をふれあい月間を含め、年3回実施し、その結果の報告を全校で共有し、状況を把握するとともに、適切な対応ができるようにする。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ①日常的に保護者と連携をとり、いじめについても早期の段階で協働で対応がとれるようにする。
- ②保護者が児童・生徒のケースで課題等が生じた時、速やか相談支援が受けられるよう校内体制を整えるとともに手順等について周知を図る。
- ③いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、本校の取組内容を理解してもらうようにする。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ①学校サポートチームの取組を通して、児童・生徒に関連する機関と速やかに対応できる体制を作り整えておく。
- ②福生警察署のスクールサポーターと連携を取り、重大事態等警察の方の対応が必要な時に速やかに入ってもらえるように日常的に情報共有や相談ができる連絡体制を構築しておく。
- ③いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、本校の取り組み内容を理解してもらうようにする。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- ①各学期1回以上、職員会議等で「いじめ対策委員会」の取組を周知し、教職員の意識を高めるようにする。
- ②児童・生徒・保護者向けにいじめ防止に関するメッセージを適宜知らせ、一人で悩まずに相談できる雰囲気や相談できる窓口をつくり、いじめの未然防止や早期発見に努める。